

## 自動車の駆動軸用等速ジョイント

## Constant Velocity Universal Joints for Halfshaft of Automobiles

- 1 適用範囲** この規格は、自動車に使用する駆動軸用等速ジョイントについて規定する。  
ただし、二輪自動車、産業車両、建設車両及び農業機械は除く。
- 2 制定の目的** 等速ジョイントの主要な仕様を標準化して、設計及び取引の合理化を図ることを目的とする。
- 3 用語の意味** この規格で用いる主な用語の意味は、次のとおりとする。
- (1) **駆動軸** 2個又は1個の自在継手と軸などから構成され、終減速機と車輪との間に設けられた、動力を伝達する回転軸。
- (2) **等速ジョイント** 入力軸の角速度と出力軸の角速度とが、すべての作動角で等しくなる自在継手。
- (3) **固定式等速ジョイント** 作動角のみとれる等速ジョイント。
- (4) **しゅう動式等速ジョイント** 作動角がとれ、しゅう動も可能な等速ジョイント。
- (5) **固定式トリポード形等速ジョイント** トリポードがトリポードハウジングに固定されており、トリポードの3本の軸にはめ合わされたローラとフォークトシャフトとの間で作動角をとる固定式等速ジョイント。
- (6) **しゅう動式トリポード形等速ジョイント** トリポードハウジングの軸方向に平行な直線上ローラ溝内に、トリポードの3本の軸にはめ合わされたローラを有するしゅう動式等速ジョイント。
- (7) **クロスグループ形等速ジョイント** 互いに軸方向に等角度逆に傾けられた外輪及び内輪の直線状ボール溝の交差位置に、外球面を有する保持器により位置決め保持された駆動ボールを有するしゅう動式等速ジョイント。レプロ形ともいう。
- (8) **アウトボード等速ジョイント** 駆動軸の車輪側に取り付けられる等速ジョイント。
- (9) **インボード等速ジョイント** 駆動軸の終減速機側に取り付けられる等速ジョイント。
- (10) **基準軸径** 最小静的ねじり破壊強さとツェッパ形等速ジョイントの許容作動角の基準となる軸径。軸径公差の中央値で表す。
- (11) **許容作動角** 駆動力伝達が可能な等速ジョイントの最大作動角。この作動角以上では等速ジョイントを構成する部品間で干渉を生じるため、使用はできない。
- (12) **回転方向ガタ** 駆動軸の回転方向のガタ。
- (13) **最小静的ねじり破壊強さ** 駆動軸を作動角 $0^\circ$ 、ねじり速度 $6.3 \text{ rad/min}$ 以下でねじった場合に破壊するトルクの下限值。
- (14) **クローズドエンド形** 等速ジョイントの取付部が中実軸となっているもの。
- (15) **オープンエンド形** 等速ジョイントの取付部が中空軸となっているもの。

---

**関連規格** JASO C 803-86 推進軸用語

JASO C 302-72 推進軸組立品試験方法